

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年2月20日 午後1時00分開会

出席委員

委員長	西山 猛 君
副委員長	益子 康子 君
委員	内桶 克之 君
〃	田村 幸子 君
〃	石井 栄 君
〃	畑岡 洋二 君
〃	石松 俊雄 君
〃	大貫 千尋 君
議長	大関 久義 君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長 後藤 弘樹 君

出席議会事務局職員

議会事務局 長	西山 浩太
議会事務局 次長	堀内 恵美子
次長 補佐	鶴田 貴子
係 長	神長 利久
係 長	上馬 健介

議事日程

令和6年2月20日（火曜日）

午後1時00分開会

1 開会

2 案件

（1）令和6年第1回笠間市議会定例会について

（2）委員会提出議案について

(3) 議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討

(4) その他

午後 1 時 0 0 分開会

○西山委員長 それでは、議会運営委員会委員の皆様、議長におかれましては、予算内示会に引き続き大変お疲れのところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、令和 6 年第 1 回笠間市議会定例会の提出議案及び会期日程並びに議案等の取扱いについてを協議をお願いいたしたく会議を開いた次第であります。よろしくお願いいたしますします。

○西山委員長 ただいまの出席委員は 7 名であります。大貫千尋君より遅れるとの申出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

また、林田議員、それから川村議員より傍聴の申出がありました。よろしくお願いいたしますします。

○西山委員長 それでは会議に先立ち、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長、よろしくお願いいたします。

○大関議長 午前中の予算内示会に引き続き御苦労さまです。

間もなく予算の議会、3 月の定例議会が開催になります。それに伴う諸般の整理が議運の中で決められると思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございました。

議長は出席ですか。

○大関議長 はい。

○西山委員長 それでは、これより協議事項に入ります。

(1) 令和 6 年第 1 回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

初めに、①令和 6 年第 1 回笠間市議会定例会の招集告示についてであります、資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に、②提出議案等について、総務部長より説明をお願いいたします。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 それでは、令和6年第1回定例会の提出予定議案のほう説明させていただきます。

一覧表のとおり、現時点で諸般の報告1件、報告3件、諮問2件、議案40件、合わせて46提案の予定をさせていただいております。

それぞれの内容について概略を説明させていただきます。

提案1、諸般の報告の1番目でございます。専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）でございます。こちらは令和5年11月8日にグループホームかさま駐車場におきまして、職員が運転する公用車がエンジンをかけっ放しにしまして、公用車が動き出しまして相手方の車両とカーポートに接触したものでございます。責任割合が、市が100%、相手側がゼロ%として、市は相手側に13万4,552円を支払うものでございます。こちら令和6年1月11日に専決処分をさせていただいたところでございます。

続きまして、諸般の報告の2番目、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、こちらは令和5年12月19日に、職員の運転する公用車が訪問先の相手方の車庫から出ようとした際、ブロック塀に接触したものでございます。責任の割合は市が100%、相手がゼロ%で、相手側に1万8,700円を支払うものでございます。こちら2月8日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、諸般の報告3番、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）でございます。こちらは令和5年7月14日に水戸市内の駐車場におきまして、職員が運転する公用車で建物から突出しました消防用送水口に接触したものでございます。相手側がそれによりまして消防用送水口の圧力試験を実施するための費用といたしまして、責任割合が、市が100%、相手がゼロ%として、市は相手側に11万円を支払うものでございます。こちら2月8日に専決処分をさせていただいたものでございます。

諸般の報告4番、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）は、令和5年10月31日にホームセンター山新友部店の駐車場で、職員が運転する公用車で駐車場内を走行中、相手側の車が飛び出してきましたして接触をいたしました。責任の割合が、市20%、相手側80%としまして、市は相手側に4万7,353円を支払うものでございます。こちら2月9日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、提案の2、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、損害賠償の額を定めることについてでございます。こちらは平成29年7月に、職員が運転する公用車が笠間市役所本所と公民館の間の通りから左折しようとする際、相手側の自転車に接触をいたしまして、相手側が転倒し、後遺障害を負ったものでございます。責任割合は市が100%、相手側ゼロ%とし、市は相手側へ2,271万5,896円を支払うものでございます。事故を起こした職員は、その後、令和3年に退職をしております。また、相手側の被害者の方は令和4年に死亡をしているところでございます。賠償額の内訳は、治療費や介護費用が1,921万5,896円と慰謝料が350万円となっておりましてございます。

今回のように、被害者が長期療養が必要な場合など、損害賠償額が決定できない場合、損害賠償額が決定した段階で議会の議決を求めることとされておりまして、第1回定例会において報告をさせていただくものでございます。専決日が令和5年12月18日でございます。なお、明日の全員協議会の中で、報告を説明させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、提案の3、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号））でございます。こちらは、国において定額減税に併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を迅速に行うため、これら必要な経費、また、それに伴う歳入について、早急に予算措置が必要なため、歳入歳出それぞれ2億7,040万8,000円を追加した補正予算を編成したものであり、専決処分をさせていただいたものでございます。

提案の4号、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）でございます。こちらは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されまして、令和6年3月1日から戸籍謄本の広域交付及び戸籍電子証明書用識別符号等の発行事務が追加されたことに伴い、令和6年1月22日に専決処分をさせていただいたものでございます。

○西山委員長 部長すみません。大貫委員が着席しました。よろしくお願いします。

○後藤総務部長 承知いたしました。

提案5及び6、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現職2名の再任を予定しているものでございます。

提案7、議案第1号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例につきましては、こども部や新清掃施設準備室の新設などに伴います行政組織の変更に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

提案8、議案第2号 笠間市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長の給料を令和6年4月1日から10%減額するための条例の改正を行うものでございます。

提案9、議案第3号は、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告に準じ、必要な条例改正をさせていただくものでございます。

提案10、議案第4号につきましては、笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、地方自治法の改正に伴いまして改正を行うものでございます。

提案11、議案第5号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法に基づきまして、関係市町村間の公の施設の広域利用に関する協議につきまして、笠間芸術の森公園スケートパークを追加するための改正でございます。

続きまして、提案12、議案第6号 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

提案13、議案第7号 笠間市公告式条例の一部を改正する条例につきましては、市が制定する規則、その他、交付手続における改正を行うものでございます。

提案14、議案第8号 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年3月31日を期限としているものを5年間延長するための条例の改正でございます。

提案15、議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の多段階化の13段階の変更と保険料の改正を行うものでございまして、明日の全協で報告をさせていただく予定となっております。

提案16、議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、国の政令の改正に基づきまして改正を行うものでございます。

提案17、議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準に基づきまして、インターネットを利用した閲覧に供することなどの義務づけの改正を行うものでございます。

提案18、議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県のマル福制度における重度心身障害者の対象が拡充することにおきまして、所要の改正を行うものでございます。

提案19、議案第13号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在の笠間市「人・農地プラン」策定検討委員会の名称を地域計画策定検討委員会に変更するものでございます。

提案20、議案第14号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、あたごフォレストハウスに新たな施設を設置することに伴い、それらの使用料を定めるため所要の改正を行うもので、明日の全協で報告をさせていただきたいと思っております。

提案21、議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道法に定める水道設備管理基準の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

提案22、議案第16号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、国の政令の一部を改正する政令が令和5年12月に公布され、消防法関係の特定野外タンク貯蔵許可の申請に係る手数料の改正を行うものでございます。

提案23、議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例につきましては、旧友部時代に実施した土地区画整理事業につきまして、その事業完了により、その目的が達せられたことから条例を廃止するもので、本案件に関する再審査請求及び取消しの訴えの可能の期間が経過したことから本条例を廃止するものでございます。

提案24、議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、引用法令条項のずれが生じたことにより、条文の整理を行う7条例の一部改正をさせていただくものでございます。

提案25、議案第19号 笠間市条例の読点の表記を改める条例につきましては、国の公用文及び社会一般の文書における読点を、コンマから点に一括して改めるため、条例の制定をするものでございます。

提案26、議案第20号、提案27、議案第21号 指定管理者の指定につきましては、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージにつきまして、それぞれの施設を一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者に選定したため提案するものでございます。

提案28、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、関係市町村間における公共施設の広域利用の協議につき議会の議決を求めるものでございます。

提案29、議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少につきましては、笠間市立病院経営強化改革プランの策定を機に、資本金と未処理欠損金の双方が実態と額が乖離した額となっている現状におきまして、資本金と未処理欠損金を振り替えて、実態に即した決算にしていくため提案するものでございます。明日の全協で報告をする予定となっております。

提案30から提案37の議案、それぞれ補正予算の案件となります。補助金の確定や事業執行見込みにより補正を行うもので、これら補正予算につきましては、予算の執行を早めるため、会期日程の早い段階での御議決をお願いしたいところでございます。

提案38から提案46までの議案は、令和6年度笠間市一般会計予算から令和6年度笠間市下水道事業会計予算までの9会計の当初予算について提案をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について質疑等がございましたら挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 先ほどの職員が重傷事故を起こしてしまって、それで2,000万円以上の賠償金を支払うことになりました。本人は今現在退職しています。また、相手方は死亡しましたという事故について、もうちょっと説明してください。

○西山委員長 部長、答弁。

○後藤総務部長 まず相手側の被害者の方でございますが、当時79歳の方でございました。その後、病院また介護施設に入ってございましたが、最終的には、がん、病気のため死亡、84歳でなされております。運転者でございますが、事故後、令和3年2月28日に、この職員は病気で退職をしている状況でございます。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 金額よ。

○後藤総務部長 金額の内訳でよろしいでしょうか。

○大貫千尋委員 内訳じゃなくていいよ。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時22分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 先ほど報告があったことでの確認なのですが、早い段階で成立させたいと言った補正予算、もう1回言ってもらっていいですか。

○西山委員長 部長、説明。

○後藤総務部長 補正予算の案件でございますが、議案第24号の笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号までになります。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これは、早い段階という、いつ頃までにという希望があるんですか、いい悪いは別にして。

○西山委員長 部長。

○後藤総務部長 その日程につきましては、この後、議運の中で御議論をいただければと思います。

○西山委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員 1月の議運のときに、専決処分するのか、臨時議会開いていただくのかということの議案は、ここの提案3の報告第2号の件ですよね。

○後藤総務部長 はい、そうでございます。

○西山委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、次に、③会期日程（案）について、事務局より説明をお願いい

たします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 タブレット資料、03会期日程（案）を御覧いただきたいと思います。

前回の議会運営委員会や全協でもお示ししたとおり、会期は2月27日火曜日から3月15日金曜日までの18日間としております。

議事の内容についてでございますが、請願・陳情につきましては、今回、郵送による陳情が1件ございました。

一般質問の通告締切りは初日の2月27日午前中、議案質疑の通告締切りは同日午後5時まで、討論の通告締切りは一般質問最終日3月14日午前中までとなります。

3月11日を議事整理のため休会とし、3月12日から14日の3日間を一般質問といたします。

また、2月29日本会議終了後に予算特別委員会を開き、正副委員長の選出をしていただきますが、それが終わってから議会運営委員会を開催し、一般質問の発言順番等について御協議をお願いいたします。

なお、明日の全員協議会で予算特別委員会の委員は選出予定でございます。

説明は以上でございます。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件については、先月の全員協議会でも報告し了承を得ているところですが、改めてお諮りいたします。

会期日程（案）について、このとおりの決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第1回定例会において委員会から報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

タブレット資料の04議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名について、今回は議席番号15番畑岡議員と16番飯田議員となります。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会西山委員長から会期日程について報告を受けまして、2月27日から3月15日までの18日間とする会期の決定を行います。

日程第3、諸般の報告については、先ほど総務部長より説明がありました4件の報告が

ございます。また、会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき、議員派遣を行いました。去る2月16日に実施をされました茨城県市議会議長会主催の令和5年度第2回議員研修会について報告をいたします。

日程第4、施政方針についてですが、市長より施政方針の報告がございます。

日程第5、選挙第1号の茨城県中央環境衛生組合議会議員の選挙については、令和6年4月1日付の設立に伴い選挙を行うものです。なお、選挙の方法は明日の全協で御協議をいただきます。

日程第6、委員会提出議案第1号の笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について、同じく第2号の笠間市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法の改正に伴う条例及び規則の改正でございます。西山委員長から提案理由の説明を行い、質疑、討論の後、採決を行う即決でお願いをしたいと思います。

日程第7、報告第1号の専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）から報告第3号の専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）までの3件の報告でございます。

日程第8、諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、提案理由の説明の後、即決でお願いをしたいと思います。なお、即決議案につきましては、別に掲載をしていただいておりますタブレット資料、05即決議案一覧表を御覧いただきたいと思います。

資料の04に戻りまして、日程第9、議案第1号の笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてから日程第30、議案第23号の令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についてまでの23議案については、執行部から提案理由の説明がございます。

日程第31、議案第24号の令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第31号の令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの8議案につきましては、執行部から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、補正予算審査のため、タブレット資料の06になりますが、議案付託区分表（補正予算）のとおり所管の常任委員会に付託いたします。なお、補正予算に対する質疑は通告なしでの質疑とさせていただきます。

資料04に戻りまして、日程第32、議案第32号の令和6年度笠間市一般会計予算から議案第40号の令和6年度笠間市下水道事業会計予算までの9議案につきましては、執行部から提案理由の説明がございます。

初日の議事日程は以上でございます。

続きまして、タブレット資料、07議事日程第2号を御覧いただきたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会期中につきましては会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、議案第1号の笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例についてから議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についてまでの23議案に

つきましては、議案質疑の後、タブレット資料の08になります議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

資料07に戻りまして、日程第3、議案第24号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第31号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの各会計の補正予算8議案につきましては、午前中に開催した常任委員会での審査及び結果について、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。

日程第4、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算から議案第40号 令和6年度笠間市下水道事業会計予算までの各会計の新年度予算9議案につきましては、予算特別委員会を設置しまして、議長から委員を指名した後、タブレット資料の08議案付託区分表のとおり予算特別委員会に付託をいたします。

説明は以上です。

○西山委員長 これで説明は終わりました。

質疑のある方、挙手によりお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおりと決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、⑤請願・陳情について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 請願・陳情について、御説明をさせていただきます。

タブレット資料、09請願陳情文書表を御覧いただきたいと思います。今回、陳情1件が提出されております。

陳情第5－7号の年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、郵送による提出であり、申合せ事項第145条の1に基づき、委員会へは付託せず議長預かりとなるものと思われます。

説明は以上でございます。

○西山委員長 この件について何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

請願・陳情については、ただいまの説明のとおりと決したいと思いますが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

その他で執行部から報告等があれば、なければ御退席をお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 5 3 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○西山委員長 次に、（２）委員会提出議案についてですが、第 1 回定例会において地方自治法の改正に伴う笠間市議会委員会条例及び笠間市議会会議規則の一部改正について、当委員会から議案を提出いたしますが、改めて事務局から内容について説明をさせます。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、委員会提出議案の資料は、本日の議運の一番上に別フォルダーにしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

委員会提出議案第 1 号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例及び同じく第 2 号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてにつきましては、1 月の議会運営委員会において御説明をいたしました地方自治法の改正に伴い改正するものでございまして、議会運営委員会からの提出議案となります。また、今回の改正に当たっては、委員会提出議案のフォルダーの中の 01、02 ということで、こちらの議案のほうに掲載されてございますが、全国市議会議長会から標準の改正内容が示されており、そちらを準拠しております。

条例の主な改正内容といたしましては、条例の第 15 条の 2 において、大規模な災害の発生、感染症の蔓延等、また、育児、介護、その他のやむを得ない事由により、委員会を開催しようとする場所に参集することが困難である場合、オンラインにより委員会を開会できるということについて、新たに条文に追加をされております。

また、会議規則では、条例改正に伴うオンラインによる委員会等の開会に関する所要の改正のほか、文言の修正等も行っております。

また、明日の全員協議会におきまして執行部より報告がございしますが、行政組織の改編に伴い、新たにこども部が創設されることに伴いまして、笠間市議会委員会条例の第 2 条第 2 項中の教育福祉委員会の所管する部が変更となります。それに伴う条例改正につきましては、議会運営委員会からの提出ではなく、執行部から関連例規の改正について一括して提出することとなりますので、御承知をお願いします。

なお、今回の地方自治法の改正によりまして、オンラインによる請願・陳情について、どのように笠間市議会としては取り扱うかによって、現在の笠間市議会申合せ事項の改正

も行う必要があると思われます。

本日、タブレットの03のほう、議会申合せ事項、改正案としてありますが、そちらをちょっと御覧いただきたいんですけども、4ページのところ、第145条のところなんですが、陳情で郵送されたものは議会運営委員会に諮り、議員配付あるいは議長預かりとするというのが現行の内容でございます。4月1日以降、陳情についてオンラインでの提出があった場合、仮にその郵送と同様の取扱いにするという場合には、この部分、黄色の網かけになっておりますけれども、「郵送及びオンラインにより」という部分を追加する、加える改正が必要になるかと思われます。この点について、本日は改正案としておりますので、この内容については御協議をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○西山委員長 以上で説明が終わりました。

この件について質疑等ございましたら挙手によりお願いいたします。

なければ質疑を終了いたします。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 オンラインでやる場合も、デモンストレーションみたいなものやりましょうかという、あの話はどうなったんでしょうか。

○西山委員長 事務局、説明。

○堀内議会事務局次長 オンライン委員会の開催のお話だと思います。オンライン委員会、4月1日以降、こういった条件に当てはまる場合には開催が可能となりますので、このデモンストレーションを行いたいと考えております。時期的な日程のことをちょっと御相談、今日したかったんですけども、定例会の最終日の3月15日、皆様おそろいなので、3月15日に全員協議会の最後の場面あたりで、全員で実施したらどうかというふうに事務局のほうで考えておまして、そのような予定でよろしいかどうかは御協議願えればと思います。

以上です。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時15分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか、なければ質疑を終了いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではお諮りいたします。

委員会提出議案については、ただいまの説明のとおり、第1回定例会に提出したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○西山委員長 次に、（３）議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討についてですが、③、④について、各会派に持ち帰って検討を行っていただき、本日の議会運営委員会で御報告いただくということになっておりました。

この件について、挙手にて御報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後２時０４分休憩

午後２時１４分再開

○西山委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて、次に、（３）議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討についてですが、③と④について、各会派に持ち帰って検討を行っていただき、本日の議会運営委員会で御報告いただくことになっております。

この件について御報告をお願いしたいと思います。

会派の代表かな、大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 自民クラブとしては、議員の定数見直しについては、現在22名から2名減の20名とする。報酬も2減分を見据えた上で見直す。

2、各委員会は、6名、7名、7名とし、3常任委員会を維持する。

以上です。

○西山委員長 それでは、続けますか。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 かさま未来です。基本的な考え方と、資料、数値的な考え方のところの根拠ということで出しましたので、それを見てください。

まず、資料の議員定数報酬、政務活動費及び常任委員会についてということで一つにまとめております。

まず、議員定数ですが、資料の1－1を見てください。

これ令和6年1月1日現在の全国の市の人口7万人から7万5,000人未満の議員定数の比較をしたものです。そこに面積を入れて、定数を入れて、議員1人当たりの人口と議員1人当たりの面積割合を計算したものです。

ちょうど2年前にもこの計算式をやって、1－2でつくったものがあるのですが、やっぱり1年半ぐらいたっているんで、ちょっと入れ替わりがあって、人口の減りが早いなど思っているのが実情です。

笠間市が今7万人から7万5,000人のところに入っていて、ちょうど30市がありま

す。その平均値のところをいきますと、人口7万2,526人が平均になりまして、面積が大きいところ小さいところあるのですが、平均で289平方キロメートル、定数が20.47、議員1人当たりの人口が3,614人、面積が12.92平方キロということになります。笠間市の現状を見ますと、平均の人口より若干少ない、面積も少ないのですが、定数が平均よりも多く、今22という形になっています。そのため、1人当たりの議員が持つ人口も定員が多いということなので、3,248人という少なくなっていて、面積も受け持つ面積が10.91平方キロメートルと少ないという状況になっています。

この状況を受けると、やっぱり定員が今の段階で7万人から7万5,000人とかを見ますと、若干多いという数字が出てきますので、平均より7%多いということになるので、今後、人口減少のところを見ますと、20人というところが定数としては適合するのではないかというのが一つ目の資料でございます。

2については、これは令和4年10月1日につくったものでありますが、ここには財政力指数の比較も載っておりまして、平均が、財政力指数が0.71なんです。笠間市このとき0.61ということで、平均よりも低いというところで、定数も多いということになっているので、定数削減というところでいくと、2人は削減したほうがいいのではないかとこの資料でございます。

次に、報酬及び政務活動費というところで見たいと思います。

資料に戻っていただいて、先ほどの2名減になった場合で検討しますと、1人分については報酬額を一般会計の事業費に充て、もう1人分を報酬や政務活動に充てるのが一番いいという形での議員報酬及び政務活動費の充実を図ることを検討するというところで検討しました。

現在、議員報酬は年間約622万6,000円、これは40万円掛ける15.565か月ということで、今年若干増えているのですが、このくらいになっていると。議員報酬は今40万円を41万円に上げると1万円の増、政務活動費が40万円なので、その分を15万円ぐらい上げて55万円ぐらいにしたときに増額が約611万3,000円という形なので、1人分の議員分で賄える額でできるのではないかとこの根拠でございます。

議員報酬については2万円増額ということも考えられます。それもちょうど622万6,000円ぐらいに、1人分となりますが、県内の状況や今後の議会の政務活動の充実ということを考えると、議員報酬と政務活動費に分けてプラスしたほうがいいのではないかとこのことが考えられます。これについては資料の2-1というものがあまして、これは県内の市全体の資料になっておりますが、本来であれば、議員報酬が市の一般会計、全部の予算の中に占める割合で計算したかったのですが、そこまではちょっとできなかったものですから、一応、資料としては県内の32市の状況を載せてあります。

次に、委員会についての状況です。

委員会については、今、笠間市は、総務産業、教育福祉、建設土木という形になってお

りまして、三つの委員会でやっていくと。20人になった場合はどうするのかということで、これも資料の3-1で、定数が18から22の議会、県内の見たところ、どこも常任委員会は3常任委員会以上という形を取っております。

ただ、牛久市などは、環境建設もその常任委員会の中の一つに入れておりまして、予算と広報も常任委員会になっていて、議員は二つ以上の委員会に所属するというようなところもありまして、通常は三つの委員会がほとんどのところがありまして、笠間市との違いは、笠間市が今、総務と産業が一緒になっている、つまり総務部門と企画部門、そこに産業経済部の部門が入っているというところと、建設土木というところで、土木部はないんですが、建設と上下水道が一緒になった単独の建設の部門になっているのに対して、県内の3委員会を見ますと、総務部門と企画は一緒なので、そこに産業が一緒になっているところは一つもないという状況です。その代わり、産業と建設が一緒になって運営をされているという状況を見ますと、今の状況の中でいくと、総務産業にウエートが多くなっているような状況が見えますので、ここは早急に建設産業の部門で直したらいいのではないかなというような意見でございます。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

それでは、提出されておりますほかの会派からお願いします。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 市政会としては、議会基本条例、上に囲みでありますけれども、行政改革の視点だけではなく、面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について、長期的な見地に立ち十分考慮するということ。それと、法令及び本条例で、基本条例、議会活動並びに議会の機能と役割を確保するとともに、類似自治体と比較検討して定める。それと、他市との比較及び市政の現状、専門的知見等を十分に考慮し、改正理由を付して、委員会または議員が提案する。

この条例に従って、定数については議論していくべきだろうということです。よって、定数だけを議論して結論を出すのではなく、各会派から出された意見の中で、いわゆる制度的なものに関する事項、一つは、今言っている議員定数、それと報酬、政務活動費の在り方と、それと併せて、委員会の在り方及び特別委員会の設置基準というのを市政会からは検討したほうがいいという意見出していますが、これらを関連させて議論をして結論を出していくべきだろうというのが一つの意見です。

二つ目は、そのためには一定の調査や議論が必要であるわけですから、今年12月で議運は委員会が入れ替わりますので、議会運営委員会ではなく、全議員による特別委員会をつくって、来年12月くらいをめどに結論が出せるように議論していくということを市政会としては提案をさせていただきたいということです。

三つ目は、定数を決めるに当たって調査すべき内容についてなんですけれども、一つは、

笠間市議会は委員会中心主義であることから、まず常任委員会体制をどうするのか、委員会の数と委員会の構成数をまず決めようと、そして、その上で議員1人当たりの人口数と、合併の経緯もありますので、それらを踏まえた各地区ごとの1票の格差、それから議会の予算、全体の予算に占める割合の変遷、それと類似都市との比較と面積人口など、これらを勘案して定数の結論を導き出してはどうだろうかということです。

四つ目は、専門的知見を聞く機会をぜひ設けていただきたいということです。

五つ目は、報酬と政務活動費に関しては、市政会としては、現状の経済現状や市民生活の現状、それと政治状況を鑑みると、今回の調査検討は見送るべきではないかという。

以上です。

○西山委員長 それでは、田村委員、お願いします、会派のほうの。

○田村幸子委員 公明党のほうでまとめさせていただいたことを御報告させていただきます。

笠間市議会基本条例第15条には、議員定数の改正は行政改革の視点だけではなく、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について、長期的な見地に立ち十分に考慮する。また、法令及び本条例で定める議会活動並びに議会の機能と役割を確保するとともに、類似自治体などと比較検討して定めるとありました。

この条例に基づいて考えた内容を会派としてまとめてみたのですが、笠間市の今、実際の現状の人口からしますと7万1,449人で、面積が240.1キロ平方メートルということで、定数としては今22名ということですが、全国平均からいきますと、平成23年には22.7定数ということではありましたが、平成24年から平成29年にかけては21人台になり、平成30年においては、既にもう20.5人という状況が全国的には平均的になっておりまして、都道府県議会議員はあまり削減がないのが現状だということですが、市議会議員定数の推移を見ますと、10年間に10%も減をされておりまして、人口の推移から見ても、実際2025年には7万585人になり、2030年には6万6,984人ということで、将来のことを考えたときに、この人口の推移と、それから定数の推移というところから見ても、実際、やはり削減をされたほうがいいのではないかなという意見にたどり着きました。

そして、近隣の自治体の状況を調べましたところ、栃木県、群馬県について少し調べさせていただきましたところ、栃木県では大田原市が6万9,355人で、面積が354.36キロ平方メートル、職員数409名、事務局4名で現在定数21名。また、群馬県の桐生市においては、人口は笠間市より多く10万6,404人ですが、面積が274.4キロ平米で、職員数が564名、事務局6名で、現在、笠間市と同じ定数22名です。渋川市は人口が笠間市とほぼ同じような状況なんですけれども、7万4,997人に対して、面積もほぼ同じで240.27キロ平米と、職員数は510名、事務局6名で定数が18名となっております。

こういった中から笠間市におきましては、現在はこの常任委員会の多分算定方式において決められてきたのではないかなと思われませんが、7名ずつで、議長はそこには入って

いらっしゃらなく22名の定数となっておりますけれども、実際20名に削減したときには、2名分の人件費など議員の報酬なども削減もされますので、削減したことは、下のところにも書かせていただきましたが、この議員定数削減や委員会の状況だけではなく、女性議員の割合も伸びているとはいえ、多いとは言えない状況ですし、また、女性がさらに挑戦しやすい整備環境や、また、議員の成り手も不足しているのは全国的にもどこの課題でもあると思われるので、こういった議員報酬や政務活動費の充実などもしっかりと議論しながら考えていく必要があるのではないかなと思います。

すみません、また元に戻って委員会のことなんですけれども、そういうわけで、20人体制になったときには、議長が委員会に所属される場合は7名、7名、6名という、そういった内訳でできると思いますが、その前に、現状として、私たち公明党としても、現在今、総務産業委員会は、関係部課が多岐にわたっていると思われるのですが、建設土木委員会にしましては、他の委員会よりも関係部課が少なく、ちょっとバランス的にも寄っているように思いますので、総務産業委員会から産業経済部が移動できれば、加わることで、例えば仮称として産業建設委員会に、また、総務産業委員会を新たに総務企画政策部が誕生しておりますので、総務企画委員会、仮称ですが、を提案したいと思います。

すみません、まとまっていないから大丈夫でしょうか。以上です。

○西山委員長 石井委員のところはどうですか。

石井委員、お願いします。

○石井 栄委員 それでは日本共産党の議員団の見解を報告させていただきます。

まず議員定数なんですけれども、議員定数は削減するようなところが目立ってはいますけれども、削減しているところが果たして市民の意向に沿ってやっているのかどうかということを考えますと、議員定数の削減は民意の削減につながりますので、市民の多様な要望を実現するべく、議会活動する議員の活動としては、議員の定数の削減は、これ以上行うのはあまり好ましくないということで、少なくとも現状維持が望ましいというのが見解であります。

それともう一つ、議員報酬、政務活動費、ちょっと性質の違う費用でありますけれども、議員報酬については、市民の話なども聞いてみますと、それだけ議員定数にかかわらず現状を引き上げる、そういう状況ではないのではないかなという、これが私たちが聞いた範囲では多くありまして、また、政務活動費については、県内の自治体を見ましても、上位3番目になっていきますかね、水戸市、日立市それから笠間市となっていて、つくば市よりも若干高いという状況があって、これも市民の目線から見ますと、一体何に使っているんだというような声もかなりありますし、今、手をつける課題ではないのではないかと、この議員報酬や政務活動費については、やはり市民の声などを聞いて、少し時間をかけて検討してもいいのではないかなというふうに思いますので、議員定数、報酬、政務活動費については、現状のまま推移するのが妥当ではないかなというふうに思います。

それで、これを決定するまでのプロセスなんですけれども、こういう意見が、改定したいという、したほうが良いという意見もありますので、特別委員会か何かをつくりまして、一定の期間をかけて検討するというのが望ましいのではないかなと。ここで議運として、こういう方向で具体的に進めてはどうかというような案は出さずに、議会の特別委員会をつくって、あんまり期間を置かないで、例えば来年度中ぐらいに、結論を出せるように進めていってはどうかというふうに思います。

それと委員会なんですけれども、確かに委員会の活動範囲に不均衡が生じているのは事実であります。総務産業委員会、教育福祉委員会は多くの範囲を担当しておりまして、審議事項も多くて、これの均衡を図るということは必要ではないかなと思うんです。総務産業委員会の名称も含めて、また、教育福祉委員会の名称も含めて、建設土木委員会の名称も含めて、ほぼ均等に審査ができるような範囲に改定を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。それが現時点での考えであります。

また、前には文書では出していなかったのですが、先ほど意見もありましたように、委員会の中に予算特別委員会、決算特別委員会もありますので、特に予算特別委員会は1年間の笠間市の在り方を考える機会でありまして、本来は全ての議員が参加をして、そして期間も少し、現在の3日で足りなければ4日ぐらいにして、それで全議員が参加して意見を述べる、そして、こういうふうに改善したほうが良いのではないかなということをじかに伝える、そして審査をする場に変えるというのが本来の筋ではないかなということだったんですが、各委員会でそれが難しければ、各委員会で3名の定員を少なくとも4名に引き上げて、みんなの意見が反映できる特別委員会になるようにできればいいなというのが見解です。

以上です。

○西山委員長　ここで石井委員にお尋ねいたします。

石井委員の意見の中に、一体何に使っているんだという表現がありました。これは、何を何に使っていることを誰が言ったんですか。

○石井 栄委員　市民の皆さんが政務活動費という言葉に対して、どういう内容で使っているのかというようなことを、詳しく調べない範囲で、私の耳に入ったことです。実際は、調べれば誰でも分かりますよということは話してありますが、要するに、あまりこれについては理解が進んでなくて、上げる必要はないのではないかなというような、そういう意味での意見だと思います。

○西山委員長　石井委員が市民の言葉を借りて、政務活動費の扱いのようなことを表現したということで解釈してよろしいですね。石井委員が言ったわけではありませんね。

○石井 栄委員　はい、私が言ったわけではない。市民の声を紹介したんです。

○西山委員長　分かりました。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 一番多い会派なのにペーパーをつくらずに申し訳ないです。

皆さん言っているように、議員の定数及び報酬に関しては、この基本条例の第7章の15条以降書いてある内容になるわけですね。ですから、これに沿って今の、ここに読むとおりに、議員定数の改正は行政改革の視点だけでなく、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について長期的な見地に立ち十分に考慮すると、まさしくこういうことなので、それぞれの数字出すといろいろなものが出てくるんですね。22で十分だとか、いや20だとか、18とか、幾つか出てくるんですね。

そういう中で、じゃあどうするんだといったときに、結局は、議会として何をしたいから何人でいいのかというのが、どこかでグランドデザイン的なのがあってもいいのかなという話は会派の中でも出ていますし、議会として基本的には個人個人が動いているわけではなくて、まさしく委員会が十分に機能するような人数は何人なんだろうということで、以前の特別委員会では7掛ける3プラス1で22人という、まさしく議論したとおりの数字が出てきて、今も数字だけ見ると、これは非常に座りがいいんですね。

ただ、それでは人口も減っているからその辺どうするんだということで、議員定数を減らすという勘案のことで議論しましょうということになっているんですけども、議員定数の前に、やっぱり委員会というのはどうあるべきかと、何人だと議論がうまくできて、いい結果が出せるということをするべきだろうなと思って。

実は私、この基本条例で委員会のありようというのは、実はあまり書かれてなかったんですね。検索すると委員会というのは、委員会という言葉はあるんだけど、委員会というのはどういうふうに機能することがいいんだよという、その委員会のあるべき姿のようなことが私はちょっと読み取れなくて、きっとその辺がもう1回きっちりとやるべきなのかなということで、結果として、1人ずつ減らして3掛ける6で18とか極端な話になるのかもしれませんが、とにかく委員会としての機能を確保しないと、やっぱり議会としていい仕事はできないだろうなということも会派でも出ていますし、特に、人数を減らす減らさないお話は慌てることはないだろうと、もっともっと全体の中で議論すべきテーマだろうということになります。

同じように報酬に関しても、やっぱりすぐに決めるべきものではないと、すぐ決めるというか、今回、委員会に関して、皆さん出ているように委員会の負荷のバランスがちょっと崩れているのではないですかと、であれば、その辺をもっともっと議論することによって、今の22名というところに影響が出てきて、減らす減らさないというのがきっと出てくるだろうということを思っております。

ですから、まずは委員会のありようをきっちりとやって、議論できる委員会を考えた上で、やっぱり定数もいじらなくてはいけないよとなるのか、ということが私たちの会派からの提案というか、なります。

報酬とかそれに関しては、もともと増やすという話にするのか、増やさないようにする

のかは、実はどこにも基準はなくて、要するに、報酬に見合った仕事しているんですかというのがどこまでいってもあるので、これはなかなか議論難しいと思いますけれども、とにかく今のところ、ここを明確に変化させましょうという意見はちょっと出てきていないですね。もう少ししっかりと議論をするべきだということです。

以上です。

○西山委員長 各会派からの意見が出そろったという形なんですが、ただいまの御意見、これに対して皆さんのさらなる意見ございましたら挙手にてお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 議会基本条例ができて、その中でやっていこうという議論が昨年2月頃から出てきて、4月に各会派から意見を上げてもらったんですよ。その内容を議運の中でいろいろやってきて、ここまで1年かかっているという、その中でも、やったものもあるし、やれないものもあって、一番重要なところを今議論しているんですけれども、その中で、ここで1年かかってくるやってきているんですけれども、特別委員会というやり方もあるでしょうが、私はいつまでにという目標を立てないと議論ができないと思っているんです。ですから、先ほど石井委員も言ったように、例えば、もう来年度になってしまうんですけれども、その中でどういうふうに議論していくかということの後延ばししないで議論をしていくというのが重要ではないかと私は思っているので、できれば今年12月ぐらいまでに、そこを議論して、しっかり次につなぐということが大事ではないかなと思っている一人です。

一番皆さんも思っているように、常任委員会の偏りは、皆さん認識があると思うんですよ。それはすぐにでも直せるようなことなんですよ。執行部が毎年、その組織改革をして、去年であれば、市民生活部を廃止して環境推進部と総務部に分けてしまったということもあるのですが、やっぱり議会もそういうものに対応して委員会をつくっていかなければならないというのは、早急な問題だと思うんですよ。ですから、私は4月にでも、総務産業になっているものを総務企画、仮ですけれども総務企画にして、建設土木、実際土木部はないんですけれども、建設産業か産業建設か分からないですけれども、そっちにくっつけて、やっぱり議論をする、それで委員会での均等な議論のところを持っていくというのは先決だと思っているので、それを先にやって、定数の問題は4月以降にやるということが一番いいのかなと思っています。

以上です。

○西山委員長 田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 私も、この基本条例のいろいろな基本にした考え方で、課題というのはまだまだたくさんあるということで、各会派からいろいろな意見が出ていると思うんですよ。ですから、一つ一つ本当に決めていかないと、ほかの課題が後になってしまっただけでいかないと思われます。一つはそうのように思います。

定数削減に関しましても、今回の改選のときに、既に西山委員長や大貫委員からも定数の削減の案とかも出ておりましたし、昨年からこういった意見というのはもう出ていることだと思っておりますので、今回も会派としての考えをまとめてくるようにということだったので、しっかりと私たちもいろいろ、今まで受けた講義であるとか、それから各市町村のこととか、こういったことを調べながら迎えさせていただいているので、やっぱりそういうことに一つ一つ前向きに、出せる結果は出していないと、ほかの課題対策にもつながっていかないのかなと思いますので、それはぜひ進めていけたらと思っております。

また、ちょっと石井委員のほうから民意の意見ということが出ましたけれども、やはり市民の皆様には、まだまだ議員の活動そのものとか、また政務活動費の使い方であるとか、具体的にはちゃんと知られているのか、きちっと知られていて意見を言っていたいているのかという部分があると思いますので、こういった機会を通して、例えば、削減をするに当たっても、なぜ削減をしたのかとか、そういった具体的な理由であるとか、またそういったこともしっかり市民の皆様伝えていきながら、報酬を上げるにしても下げるにしても、こういった理由というのをきちっと理由づけをお知らせすることによって、もう一步、市民の皆様にも理解をしていただく機会にもなるのではないかなと思われるので、やはり一つ一つ課題は、前向きに進められることはどんどん進めていきながら対策していくべきではないかなと思います。

以上です。

○西山委員長　ありがとうございました。

御意見なければ、ありませんか。

石井委員、どうぞ。

○石井　栄委員　議員定数の問題については、先ほど内桶委員からも話ありましたように、去年から出ていることで、大体考え方というのはいろいろなところから出ていまして、それぞれもう検討されて、方向性はかなり煮詰まってきた部分もあるのかなと、検討する余地ももちろんありますけれども、だから私が思うのは、これについてはあんまり先延ばししなくても、今年中あたりに結論が出るように、一つずつ課題の解決を図っていくということも必要なのではないかなと。

今、田村委員からも話がありましたけれども、内桶委員からも話あったんですが、委員会の定数のアンバランスについては、少しやれば方向性が出てくるのではないかなと思いますし、議員定数の問題についても、少し突っ込んで議論する機会を、期間を一定程度取れば、会派の考え方というのは、そう変更になるということもないのではないかなということもありますので、ある程度日程を決めて考えていかないと、同時にいろいろなことをずっと並行してやってもなかなか決まらないのではないかなと、結論が出ないのではないかなという気がします。

でも、議論する場所は、議員全体に関わる議題もありますので、議員全員で、名称は特

別委員会なり何なりつくって、そういう提案もありましたので、そこで議論をしっかりと、やっていくという方向がいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○西山委員長 大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 私は正直言って、みんな優柔不断に構えていて、大した議論もしていないのかなという気もしている部分もあるんだけど、本来は委員会の総務経済偏ってしまっていて、建設土木はあんまり所管のあれがないなんていうことは前々からのあれだから、新年度からそういうことができるのかなという期待はしていたんだけど、何かみんなの話聞いていて、いつになるのか分からないようなあれなので、もしできればこの議運で方向性だけでも、全協なら全協に諮るたたき台ぐらいつけれないのかね、委員長。

○西山委員長 大貫委員、今おっしゃいましたけれども、じゃあ議会運営委員会で何をするのか、これを皆さんで決めてもらいたいなと思っています、そういう意見の中で。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 結論の時期を決めていなかった、結論の時期を。それ石松委員からも、結局、折り返しの12月という話も出たし、内桶委員から今年12月ぐらいまでにという話も出てきたんだから、だからある程度の方向性を決めた上で、それが決定ではないよ、でも会派に持ち帰った話だとか、全員協議会で結局執行部がない中で議員同士でざっくばらんな話をする、そのあれがないでしょうよ。

○西山委員長 おっしゃるとおりです。ですから、時期にしても中身にしても、いずれにしても、どこで、どのような形で議論をするか。だから、この議会運営委員会の職責がどこまでか。どこで手を離すか。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 皆さんの意見も聞いて、自分の会派も含めてなんですけれども、委員会の偏りというのはもうずっと問題意識はあったので、それはちょっと別出しにさせていただいて、議運のほうから一定程度整理したものを全協にかけて、全体の合意が取れば、もうできるだけ早いうちに所管は入替えはやるべきだろうというふうに思うので、それはちょっと別にして、先に進めるという確認だけは取っていただきたいなと思います。

ただ、それ以外のものについては、繰り返しになって大変申し訳ないんですけれども、定数の数だけをいじるのではなく、制度的なものを全部含めて、しかも全議員の意見がきちんと集約できるような体制で議論していただきたい。

私どもは特別委員会をつくっていただきたいという提案をしているんですけれども、それはそれとしてやっていただきたいということです。

○西山委員長 ただいま明確な意見が出ました。委員会の構成の部分、構成というか委員会の扱い、所管の部分につきましては、総務産業委員会が非常にウエートがかかっているよと。これにつきましては分散して、今のところ建設土木のほうにという、これは容易であ

るだろうということなので、例えばですよ、今日の議運の中で、これを皆さんの意見をいただくために、全員協議会に報告をして議長に諮ってもらおうということで、この部分を切り取りましょうよという意見が出ました。

これにつきましてどうですか。異議がなければ、私もそうは思いますけれども、ありませんか。石松委員の意見ではありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにしましょう。

では、どうしましょう、早速あした、いいですか、事務方で、特別何か支障ありますか。今日の報告で、あした報告するについて、（「全協で」と呼ぶ者あり）全協で報告する。

次長、どうぞ。

○堀内議会事務局次長 今、委員会条例の改正、別な自治法改正のほうのお話したんです。同じ条例に関わる部分になると思うんです。委員会の所管が変わりますので、そのあたりも含めて、あした、もし合意が取れば一緒に、今回の自治法の部分と、その委員会の構成というのを合わせた提案理由みたいな形で、3月の初日に改正を上程するような流れになろうかと思うのですが、皆様がそれでよいということであれば、そうしないと年度が替わった途中というのは、今度執行部の体制が途中になってしまうので。

○西山委員長 できるか、できないか。

○堀内議会事務局次長 なので、皆さんの合意取れば明日というのは可能だと思います。

○西山委員長 今、事務方のスキームの中には組み込めるということなので、どうでしょうか、あした報告を、その点につきまして、委員会の部分について石松委員の意見のとおり報告してしまうと、いいですか。

局長、どうぞ。

○西山議会事務局長 今、次長のほうから、今回の3月定例会で委員会条例の改正案が出ると、自治法改正に伴った案が出るということで、それと抱き合わせるような話が若干あったと思うんですが、もう執行部のほうの組織改編が絡んで、執行部のほうから上程される議案の中で、常任委員会にも触れてくる、委員会構成にも絡んでくる話があると、そうすると、それらの整合が取れるのかなと、今度の4月の改定というのはちょっと厳しくなるのかなという感じが私はしたものですから、どうなんだろうかな。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時05分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その点につきましては、明日、全員協議会の中で報告ができるようにしたいと思います。これが1点。

そのほかのことにつきましては、具体的にどうでしょうか、特別委員会というお話もありました、つまり。

大貫委員。

○大貫千尋委員 どういう方法を取ってもいいから今年12月ぐらいまでにははっきりしてもらいたいんだよね。私らも、もう辞める時期のことも考えなくてはならないし、後継者も考えなくてはならないし、だから、そういう年齢の人たちが三、四人いるんですよ、現実にはね。だから1年前では間に合わない、はっきり言って。

○西山委員長 大貫委員そのとおりなんです。

○大貫千尋委員 だから時期的なこと、方法論いろいろ、皆さん頭の優秀な方だからいろいろ考えるだろうけれども、今年12月ぐらいまでには、この定数の問題もはっきりしていただきたいというのが。

○西山委員長 分かりました。その件を、議論をして結論を出すまでの期間をいついつ頃までとか、どのような舞台で議論をするかということはどうしますかという、議会運営委員会ですとやっていて、じゃあどのタイミングかで、それをどこかで手を離すのか、または、早々に議員の身分に関わることなので、全員が参加できる、例えば特別委員会の設置をすべきなのかとか、例えば会派の代表だけで何か話ができて何か進めると、じゃあ全員協議会だけでやるのかというその手法、舞台と、時期は大方皆さんの意見が大体出ましたので、それをじゃあ議運で決めるのか。そうではなくて、誰にどうするのかということ、ここで、いつまでもこうやっていても行ったり来たりになってしまうので。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 議運で決める決めないではなくて、議運で方向性を決めてあげて、全協に諮って、皆さんで決めてくださいよという形でないと、なかなか収束しないよ。去年2月、改正前にも話があったり、改正前にも定数の話あったでしょうよ。ただ1年終わっているんだぞ。

○西山委員長 内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 議運でも結果的には会派の代表者が来ているので、議論できると思うんですよ。

先ほど言ったように特別委員会にやるのだと思うんですが、もう一度、今日は結論がなかなか難しいので、議運でやっても私はいいと思っているんですよ。議運でこのまま進んで、できれば12月までに延ばさないでやっていくというのが大切なことと思っているんですね。（「12月まで全員の」と呼ぶ者あり）いや、もちろんそうですよ、最終的に。

○西山委員長 マイクいいですか。

○内桶克之委員 すみません。ですから、その決め方についても、もう一度その議論、議運でもう一度もんで、それで特別委員会をつくるのか、つくらなくても4月以降になってしまうので、つくるとしてもね。ですから、それでやるのか、議運でそのまま進んで、こ

れも全協に絡めていかなければならない問題なので、しっかりそこでも議論できると思うんですけれども、それで決まってきた、つまり報酬だけ決める、報酬だけ先行して決められないから、議員定数があって報酬が一緒についてくるという、そこに政務活動費もあるので、私も減らすというところで、議員報酬を上げたほうがいいのではないかという議論をしているだけで、別に報酬を上げたいわけではないので、ですから、減らす減らさないところをどう議論していくかというのが一番重要なので、それを絡めて、もう一度議運でやったほうが、今日はちょっともう1回なかなか難しいと思うので、もう一度議論したほうがいいのではないかと。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 さっき共産党の意見もあったと思うんですね。定数はいじらなくて現状維持のままでいいという意見、そういう意見も含めて考えたらまとまらないんですよ。数はいろいろあるかもしれないけれども、減らしたほうがいいという人と現状維持という人がいるから、それをいかに近寄らせるのか、その近寄らせる努力をした結果、別々になってしまうかもしれないけれども、そこを近寄らせるような議論をする場というのが私たちは必要じゃないんですかというのを言っているんですよ、市政会は。

そのためには、減らすとか減らさないとかいう結論出すのではなくて、委員会体制の在り方とか、幾つか提案していますけれども、そういう観点で、やっぱりきちんとデータや情勢や状況をみんなで分析し合って確認し合う、議論し合う場、そういう場をぜひ設けていただきたいということなんです。それが特別委員会であるのか、全協であるのかは別にしても、この議運の中だけで議論するというのではなくて、全議員を対象にそういう議論をする場を設けていただきたいということです。

○西山委員長 まさにそのことを言っているのですが、まさにそのことで、だから議運だけの話でやるのはどこまでですか、どこで手を離しますかというのを明確にしましょうよ。方向性は分かりました、議論はすべきだということでは分かりました。だからその時期と場をどのようにするか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 減らしても減らさなくても構わないから、はっきり言ってよ。今の話聞いていると、なぜ何だか分からないから、話聞き出したって、言い出さなくてたって構わないよ。今年12月までに結論を出して、それで減らさないんだったら、22名で次回は選挙やるよということをきちんとしてくれよ。それ、半年前、1年前に決められたのでは駄目だよ。それは、これからずっとやる人らが、やる人らの問題だからね、一番は。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 今年の末、4年の折り返しの2年のところに結論をという御意見もあるんですけれども、定数の基本になるのは、どこまでいっても人口なんですよ。そうすると、だからといって、選挙の間際に結論を出しましょうというのは乱暴になる。そうすると、

先ほどの石松委員から出たかもしれないですけども、そうすると、4年のうちの3年の終わるところぐらいが一つの目安になるのかなと。そうすると、よりその現実に近い数字で、要するに、みんなが頑張って人口減が止まるということもゼロかどうか分からないわけですよ。皆さんそうやって笑うかもしれないですけども、実は分からないんですよ。そうやってみんな頑張っているんだから。そうすると、ぎりぎりまでその数字が明確に出るところまで引っ張るんだったら、これは引っ張ってもいいのかなと私は思っています。だからといって、任期の4年の間際までというのは、それはちょっと乱暴だけれども、そうなってくると、3年目ぐらいがやっぱり一つの目安かなというので、多分石松委員は、だったんだと思うんですよ。

それとまた別に、1回決めて、委員会のありようをどうするかと決めたやつを、これは自分たちの中で何度も変えられるものは変えていきたいと思いますというのとは全く別なので、やっぱり今年最後のというのは、ちょっと私は早過ぎるような気がします。その基本になる数字がどこにするかというのがあって思っているのです。

○西山委員長 田村委員。

○田村幸子委員 石松委員がおっしゃっているように、せっかく、定数削減というのは本当に大事なことだと思いますし、全ての議員の皆様の御意見をしっかりと反映していかなければいけないと思いますので、ただ、このままでは何も進まないと思いますから、やはり特別委員会を発足するのであれば、きちっと発足をして準備をしていく、意見交換の場を持っていくということが一番大事ではないかなと思いますので、できたら特別委員会をつくっていただいて、議論をして、また勉強もして、しっかりと積み重ねていった結果、どのようにしていくのかというのが見えてくるとと思いますので、その方向で進めていったほうがよろしいかと思います。

○西山委員長 貴重な意見というか、とにかく皆さんの意見を酌み取る場をつくりましょうということで、一番分かりやすいのが特別委員会、全員参加になるのかな、がいいということであります。

だからそういうことの報告事項にしてしまって、その部分については、時期も含めて、もちろん数字も含めてですが、そういうことを特別委員会の中で議論してもらう。いかがでしょうかというのを全員協議会の中に、議会運営委員会の議論の結果ですよという報告をできればなと思います。そうすれば、その中で立ち上がってくる特別委員会があって、さらに皆さんの意見がそこで出るし、集約できるでしょうし。最終的には多数決になると思います、最終的にはね。歩み寄るというのは大事かもしれませんが、妥協してもここまでだとなるとと思いますから、そこは自由に意見を出している場を、公平に意見を出せる場をつくっていただければなと思います。

いかがでしょうか。

そうしますと、そういう報告に取りあえずして、それに対して皆さんの意見があって、

いやいや議会運営委員会の中でやってくれよと言えば、それはそれでいいでしょうね。取りあえず皆さんに投げるということでいいかなと思うんです。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 せっかく委員長からまとめの話が出たんだから、この委員会の区割りの問題、特別委員会をつくる問題、発表してしまつて。

○西山委員長 では、いいですか、そんな感じで異議がなければ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにして。あしたできますから、それでしたらね。では、そのようにします。

○大貫千尋委員 結論については、まだできるのか分からないから、はっきりしないにしても、特別委員会を立てて、みんなで質問していくという。

○西山委員長 それでは整理します。

委員会の件につきましても、あしたの報告、さらには定数の問題、報酬の問題、その他につきましては、特別委員会を設置すべきだということ落ちて、意見が集約できたと、議会運営委員会からの報告として皆さんに聞いてもらおうと、報告するということがよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 その他に入ります。

その他で、先ほど出ましたけれども、事務局からのオンラインの会議のことについての説明をもう一度お願いします。

最終日でしたね。

○堀内議会事務局次長 はい。先ほど御説明もしたのですが、今回の定例会の最終日の全員協議会終わったところで、会派ごとにこのタブレットを使いまして、テレビ会議システムのテストをちょっとさせていただきたいと考えております。そのようなことでよろしいでしょうか。

あと、委員長1点よろしいですか。

先ほどの委員会の編成の件で、委員会の名称について再度確認をちょっとしておきたいんですけども、それはこの場で決める、例えば先ほど案のあった産業建設委員会とか、その辺は、いつ、どのように決めるような形になりますか。

○西山委員長 それは、どうですか皆さん、ここで決めるべきことですか。

暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後 3 時 2 0 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、明日の報告の中で、委員会の名称について、この議会運営委員会の中でですね、変更の報告をしたいと思います。

内容は、総務企画委員会、それから建設産業委員会、教育福祉については同じでよろしいですね。それで決めます。御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。そのようにします。

そのほかでありますか。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 前回のときに、ハラスメントの講習を議員でも受けたほうがいいのではないかとということで、一応、講師の方が幾らぐらいでやってくれるかという、ちょっと検討というか見積りを出していただいたりもしておりますので、こういった検討はどこでしていくのか、次回なのか。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 議会としてハラスメントの研修を行うというのは合意のことだと思います。ちょうど予算の時期でもありましたので、事務局のほうで議会基本条例をやったときの先生で一応予算用の見積りは取って予算化はしておりまして、ただ、実際にどなたにお願いするかは、また年度替わってからになると思うので、その予算の範囲でお願いできる方ということであれば、別な方ということでもよろしいかなと思っております。

〔「金額は幾らですか」「金額を知りたいんです」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員 時間によるんですけれども、午後の場合は宿泊費が入らないので22万7,000円ぐらいです。もし午前中の場合は、東京から来てくださるので前泊になりますので、宿泊費が8,000円計上されてしまうので、宿泊費が入っても23万2,760円という見積りを出してくれました。

○堀内議会事務局次長 一応予算のほうは30万円ということで予定しておりますので、その範囲でどなたにするかは、今後、御協議いただければと思います。

○西山委員長 次回の議会運営委員会は2月29日木曜日、予算特別委員会終了後に開催いたしますので、御承知おきお願いいたします。

今日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

御苦労さまでした。御協力ありがとうございました。

午後 3 時 2 5 分閉会